

## 第一五回

### 参第一六号

#### 日雇労働者健康保険法（案）

#### 目次

第一章 総則（第一条 第三条）

第二章 保険者（第四条 第七条）

第三章 被保険者（第八条 第十条）

第四章 保険給付（第十一条 第三十条）

第五章 費用の負担（第三十一条 第三十九条）

第六章 認可による被保険者に関する特例（第四十条 第四十四条）

第七章 審査の請求及び訴訟（第四十五条 第四十七条）

第八章 罰則（第四十八条 第五十一条）

#### 附則

##### 第一章 総則

（日雇労働者健康保険の目的）

第一条 日雇労働者健康保険は、保険者が日雇労働者である被保険者（被保険者であつた者を含む。第十条第一項に規定する場合を除き、以下同じ。）の業務外の事由による疾病、負傷、死亡又は分べん及び被保険者によつて生計を維持する者（以下「被扶養者」という。）の疾病、負傷、死亡又は分べんに関し、保険給付を行い、あわせて被保険者及び被扶養者の福祉に必要な施設をし、もつてその生活の安定に寄与することを目的とする。

（定義及び被扶養者の範囲）

第二条 この法律で「日雇労働者」とは、左の各号の一に該当する者をいう。

一 臨時に雇用される者であつて、左に掲げるもの。但し、イに掲げる者については、その者が所定の期間をこえて引き続き雇用されるに至つたとき、又、ロに掲げる者については、その者が一箇月をこえて引き続き雇用されるに至つたときは、この限りでない。

イ 二箇月以内の期間を定めて雇用される者

ロ 日日雇用される者

二 季節的業務に雇用される者。但し、継続して四箇月をこえて雇用されるべき場合は、この限りでない。

三 臨時的事業の事業所に雇用される者。但し、継続して六箇月をこえて雇用されるべき場合は、この限りでない。

2 前条の被扶養者の範囲は、被保険者の直系尊族、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び子であつて、もつぱら被保険者によつて生計を維持する者並びに被保険者と同一の世帯に属し、もつぱらその者によつて

生計を維持する者とする。

(準用規定)

第三条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四条から第六条まで、第七条から第九条ノ二まで、第十一条ノ三及び第十一条ノ四の規定は、日雇労働者健康保険に準用する。この場合において、第七条第二項中「第一条第二項ノ保険給付」とあるのは「被扶養者ニ係ル保険給付」と読み替えるものとする。

## 第二章 保険者

(保険者)

第四条 日雇労働者健康保険の保険者は、政府とする。

(保険施設の設置)

第五条 政府は、厚生省令の定めるところにより、被保険者及び被扶養者に利用させるために、被保険者及び被扶養者の疾病若しくは負傷の療養若しくは被保険者及び被扶養者の健康の保持増進のため必要な施設をし、又はこれに必要な費用の支出をすることができる。

(社会保険審議会への諮問)

第六条 厚生大臣は、日雇労働者健康保険事業の運営に関する事項であつて、企画、立法又は実施の大綱に関するものについては、あらかじめ、社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律(昭和二十五年法律第四十七号)に規定する社会保険審議会に諮問するものとする。

(職権の委任等)

第七条 政府は、政令の定めるところにより、この法律に規定するその職権の一部又はこの法律の規定によるその事務の一部を都道府県知事又は市町村長に委任することができる。

## 第三章 被保険者

(被保険者)

第八条 左の各号の一に該当する事業所(事務所を含む。以下同じ。)に雇用される日雇労働者は、日雇労働者健康保険の被保険者とする。

一 左に掲げる事業(事業主が国又は法人であるものを除く。)以外の事業の事業所であつて、五人以上の労働者(日雇労働者を含む。)を雇用するもの

イ 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他の農林の事業

ロ 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業

二 前号に該当する事業所以外の事業所であつて、健康保険法第十五条又は第十六条の規定による健康保険の被保険者を雇用する事業所

(被保険者から除外される者)

第九条 日雇労働者であつて、左の各号の一に該当するものは、前条の規定にかかわらず、日雇労働者健康保険の被保険者としない。

- 一 国又は地方公共団体の事務所に雇用される者であつて、他の法律に基く共済組合の組合員であるもの
- 二 健康保険法第二十条の規定により健康保険の被保険者となつている者
- 三 第十二条の受給要件を充たすことが困難であると認められる者であつて、厚生大臣の承認を受けたもの  
(被保険者手帳)

第十条 日雇労働者は、前二条の規定により被保険者となつたときは、彼保険者となつた日から起算して五日以内に、厚生省令の定めるところにより、日雇労働者健康保険被保険者手帳(以下「被保険者手帳」という。)の交付を申請しなければならない。但し、すでに被保険者手帳の交付を受けているときは、交付を受けた日から起算して六箇月の間は、この限りでない。

- 2 被保険者は、すでに被保険者手帳の交付を受けている場合においてその交付を受けた日から起算して六箇月を経過したときは、五日以内に、厚生省令の定めるところにより、被保険者手帳の交付を申請しなければならない。
- 3 政府は、前二項の申請があつたときは、遅滞なく被保険者手帳を交付しなければならない。
- 4 被保険者手帳の様式及び交付その他被保険者手帳に関して必要な事項は、厚生省令で定める。

#### 第四章 保険給付

(保険給付の種類)

第十一条 保険給付の種類は、左の通りとする。

- 一 療養の給付又は療養費の支給
- 二 傷病手当金の支給
- 三 埋葬料又は埋葬費の支給
- 四 分べん費及び出産手当金の支給
- 五 ほ育手当金の支給
- 六 産院への収容
- 七 家族療養費の支給
- 八 家族埋葬料の支給
- 九 配偶者分べん費の支給
- 十 配偶者ほ育手当金の支給

(受給要件)

第十二条 被保険者が保険給付を受けるには、被保険者が業務外の事由により疾病にかかり、負傷し、若しくは死亡し、被扶養者が疾病にかかり、負傷し、若しくは死亡し、又

は被保険者若しくは被扶養者が分べんした日の属する月の前二箇月間に通算して二十四日分以上又は当該月の前六箇月間に通算して六十日分以上の保険料が、当該被保険者について、第三十三条から第三十五条まで又は第四十一条、第四十二条並びに第三十四条第二項及び第三項に係る第四十四条第一項の規定により納付されていなければならない。

(療養の給付の範囲)

第十三条 被保険者の疾病又は負傷に関しては、左に掲げる療養の給付を行う。但し、歯科診療にあつては、補てつを除く。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 病院又は診療所への収容
- 五 看護
- 六 移送

2 前項第四号から第六号までの給付は、政府が必要と認めた場合に限り行うものとする。但し、厚生省令で定める場合は、この限りでない。

(療養の給付の受給)

第十四条 被保険者が前条第一項第一号から第四号までの給付を受けようとするときは、厚生省令の定めるところにより、健康保険法の規定により指定された保険医(以下「保険医」という。)及び保険薬剤師(以下「保険薬剤師」という。)並びに同法第四十三条ノ二第一項に規定する政府である保険者の指定する者(以下「政府の指定する者」という。)のうち自己の選定した者について受けるものとする。

2 前項の規定により給付を受ける者は、その給付を受ける際、第十六条第二項に規定する厚生大臣の定めるところにより算定される初診料の額に相当する額を、一部負担金として、支払わなければならない。

(保険医又は保険薬剤師の療養の担当)

第十五条 保険医又は保険薬剤師は、健康保険法の規定に従つて、被保険者及び被扶養者の療養を担当しなければならない。

2 健康保険法第四十三条ノ四第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(診療の報酬)

第十六条 保険医若しくは保険薬剤師又はこれらの者を使用する者が、療養の給付に関して政府に請求すべき額は、療養に要する費用から一部負担金に相当する額を控除した額とする。

2 前項の療養に要する費用は、健康保険法第四十三条ノ六第二項に規定する厚生大臣の定めるところにより、政府が算定する。

(療養費の支給)

第十七条 政府は、療養の給付を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が緊

急その他やむを得ない事由のため、保険医及び政府の指定する者以外の医師、歯科医師その他の者の診療若しくは手当を受けた場合において、必要であると認めるときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

- 2 前項の規定により支給する療養費の額は、療養に要する費用から一部負担金に相当する額を控除した額を標準として、政府が定める。但し、現に要した費用をこえることができない。
- 3 前項本文の療養に要する費用は、健康保険法第四十四条ノ二第三項及び第四十三条ノ六第二項に規定する厚生大臣の定めるところにより、政府が算定する。

(傷病手当金)

第十八条 被保険者が療養のため労務に服することができないときは、その日から起算して第四日から労務に服することのできなかつた期間、傷病手当金として、一日につき、百五十円を当該被保険者に支給する。

- 2 健康保険法第四十六条及び第四十七条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第四十六条中「標準報酬日額ノ百分ノ四十二相当スル金額」とあるのは「百円」と、第四十七条第一項中「六月」とあるのは「二月」と、同条第二項中「一年六月」とあるのは「六月」と読み替えるものとする。

(埋葬料又は埋葬費)

第十九条 被保険者が死亡したときは、被保険者によつて生計を維持していた者であつて埋葬を行うものに対して、埋葬料として七千五百円を支給する。

- 2 被保険者が死亡した場合において、前項の規定により埋葬料の支給を受けるべき者がいないときは、埋葬を行つた者に対し、七千五百円の範囲内において、その埋葬に要した費用に相当する金額を支給する。
- 3 前二項の規定は、第十二条の規定により疾病、負傷又は分べんに関し保険給付を受けることができる被保険者が、当該疾病にかかり、負傷し、又は分べんした日後三箇月以内に死亡した場合に準用する。

(分べん費及び出産手当金)

第二十条 被保険者が分べんしたときは、分べん費として、三千七百五十円を当該被保険者に支給する。

- 2 前項の場合においては、分べんの日前四十二日、分べんの日以後四十二日以内において労務に服さなかつた期間、出産手当金として、一日につき百五十円を当該被保険者に支給する。

(ほ育手当金)

第二十一条 被保険者が分べんした場合において、その出生児をほ育したときは、ほ育手当金として、分べんの日から起算して引き続き六箇月間ほ育している期間一箇月につき二百円を当該被保険者に支給する。但し、その期間が一箇月に満たないときは、一箇月とする。

(産院への収容)

第二十二条 政府は、被保険者を産院に収容することができる。

- 2 産院又は病院若しくは診療所に収容した被保険者に対して支給すべき分べん費の額は、第二十条第一項の規定により支給すべき金額の半額に相当する金額とする。
- 3 産院又は病院若しくは診療所に収容した被保険者に対して支給すべき出産手当金については、第十八条第二項(健康保険法第四十七条に係る部分を除く。)の規定を準用する。

(出産手当金と傷病手当金との競合)

第二十三条 出産手当金の支給をする場合においては、その期間、傷病手当金は、支給しない。

(療養の給付の期間)

第二十四条 療養の給付は、同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病に関しては、その開始の日から起算して六箇月を経過したときは、行わない。

(準用規定)

第二十五条 健康保険法第五十八条及び第五十九条の規定は、傷病手当金及び出産手当金に準用する。

(家族療養費)

第二十六条 被扶養者が保険医及び保険薬剤師並びに政府の指定する者のうち自己の選定した者について療養を受けたときは、被保険者に対し、家族療養費として、療養に要する費用の百分の五十に相当する額を支給する。但し、現に支払うべき療養に要した費用の百分の五十に相当する額をこえることができない。

- 2 前項本文の療養に要する費用は、健康保険法第五十九条ノ二第五項及び第四十三条ノ六第二項に規定する厚生大臣の定めるところにより、政府が算定する。
- 3 第十三条、第十四条第一項、第十七条及び第二十四条並びに健康保険法第五十九条ノ二第三項及び第四項の規定は、家族療養費の支給に準用する。この場合において、第十七条第二項中「費用から一部負担金に相当する額を控除した額」とあるのは「費用」と読み替えるものとする。

(家族埋葬料)

第二十七条 被扶養者が死亡したときは、被保険者に対し、家族埋葬料として二千円を支給する。

(配偶者分べん費)

第二十八条 被保険者の配偶者が分べんしたときは、被保険者に対し、配偶者分べん費として千円を支給する。

(配偶者ほ育手当金)

第二十九条 被保険者の配偶者が分べんした場合において、その出生児をほ育したときは、被保険者に対し、配偶者ほ育手当金を支給する。

2 前項の配偶者は育手当金の支給に関しては、第二十一条の規定を準用する。

(準用規定)

第三十条 健康保険法第五十九条ノ五から第六十九条ノ二までの規定は、日雇労働者健康保険に準用する。この場合において、第五十九条ノ五第一項中「第五十九条ノ二第一項」とあるのは「日雇労働者健康保険法第二十六条第一項」と、第六十二条第三項中「第四十六条並ニ第五十一条第二項及第三項」とあるのは「日雇労働者健康保険法第十八条第二項(健康保険法第四十七条ニ係ル部分ヲ除ク)並ニ第二十二條第二項及第三項」と、同条第四項中「第一条第一項後段ノ」とあるのは「日雇労働者健康保険法第二十六条乃至第二十九条ニ規定スル」と、第六十六条第一項中「及哺育手当金」とあるのは「、哺育手当金及配偶者哺育手当金」と、「第四十九条第二項」とあるのは「日雇労働者健康保険法第十九条第二項(同条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」と、同条第二項中「哺育手当金」とあるのは「哺育手当金及配偶者哺育手当金」と読み替えるものとする。

#### 第五章 費用の負担

(国庫の負担)

第三十一条 国庫は、保険給付に要する費用の二分の一を負担する。

2 国庫は、前項の費用の外、毎年度予算の範囲内において、日雇労働者健康保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

(保険料の徴収)

第三十二条 政府は、日雇労働者健康保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。

(保険料額及び保険料の負担)

第三十三条 保険料額は、一日につき十六円とし、被保険者及び事業主がその半額ずつを負担する。

(保険料の納付義務及び納付の方法)

第三十四条 事業主は、被保険者を雇用する日ごとに、その者及び自己の負担する保険料を、日雇労働者健康保険印紙(以下「保険印紙」という。)をもつて納付しなければならない。

2 被保険者が一日において二以上の事業所に雇用される場合においては、はじめにその者を雇用する事業主につき、前項の規定を適用する。

3 事業主は、保険料を納付するには、被保険者が所持する被保険者手帳に保険印紙をちよう付し、これに消印しなければならない。

4 事業主は、日雇労働者を雇用する場合には、その所持する被保険者手帳を提出させなければならない。その提出を受けた被保険者手帳は、その者から請求があつたときは、これを返還しなければならない。

5 保険印紙その他保険料の納付の手續に関して必要な事項は、厚生省令で定める。

(賃金からの保険料控除)

第三十五条 事業主は、被保険者に賃金を支払う場合においては、前条第一項又は第二項の規定により納付すべき被保険者の負担に係る保険料に相当する額をその賃金から控除することができる。この場合においては、事業主は、保険料控除に関する計算書を作成し、その控除額を被保険者に知らせなければならない。

(保険料の決定及び追徴金)

第三十六条 事業主が、第三十四条の規定による保険料の納付を怠つたときは、政府は、その調査に基づいて、その納付すべき保険料額を決定する。

- 2 事業主が、正当な事由がないと認められるにかかわらず、第三十四条の規定による保険料の納付を怠つたときは、政府は、厚生省令の定めるところにより、前項の規定により決定された保険料額の百分の二十五の額の追徴金を徴収する。但し、当該保険料額が百円未満であるとき、又は当該追徴金額が十円未満であるときは、この限りでない。
- 3 前項の追徴金の計算において、第一項の規定により決定された保険料額に百円未満の端数があるとき、又は前項の規定により計算した追徴金に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。
- 4 第一項の規定により決定された保険料額及び前二項の規定により計算された追徴金は、その決定がされた日から十四日以内に、政府に納付しなければならない。

(保険料等の督促及び滞納処分)

第三十七条 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、政府は、期限を指定して、これを督促しなければならない。

- 2 前項の規定により督促をしようとするときは、政府は、納付義務者に対して督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。
- 3 第一項の規定による督促を受けた者が、その指定の期限までに、保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、政府は、国税滞納処分の例によつて、これを処分し、又は滞納者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村(東京都の区のある区域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十五条第二項の市にあつては区とする。以下同じ。)に対して、その処分を請求することができる。
- 4 政府が前項の規定により市町村に対し処分を請求したときは、市町村は、市町村税の例によつて、これを処分する。この場合において、政府は、徴収金額の百分の四を当該市町村に納付しなければならない。

(延滞金)

第三十八条 前条第一項及び第二項の規定により督促をしたときは、政府は、徴収金額百円につき一日八銭の割合で、納期限の翌日から、徴収金完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。

- 2 前項の場合において、徴収金額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後



の期間に係る延滞金の計算の基礎となる徴収金額は、その納付のあつた徴収金額を控除した金額による。

- 3 延滞金の計算において、徴収金額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。
- 4 延滞金は、左の各号の一に該当する場合又は滞納についてやむを得ない事情があると認められる場合においては、徴収しない。
  - 一 納入告知書一通の徴収金額が百円未満であるとき。
  - 二 督促状に指定した期限までに徴収金を完納したとき。
  - 三 納付義務者の住所及び居所が国内にないため、又はその住所及び居所がともに不明のため、公示送達の方法によつて、納入の告知又は督促をしたとき。
  - 四 延滞料額が十円未満であるとき。
- 5 延滞金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。  
(帳簿の備付及び報告)

第三十九条 事業主は、被保険者を雇用した場合は、厚生省令の定めるところにより、その事業所ごとに保険印紙の受払に関する帳簿を備え付け、その受払状況を翌月末日までに政府に報告しなければならない。

#### 第六章 認可による被保険者に関する特例

(認可による被保険者)

- 第四十条 第八条に規定する日雇労働者以外の日雇労働者は、左の各号に該当する場合においては、日雇労働者健康保険の被保険者とし、その特例については、この章の定めるところによる。
- 一 労働組合の組合員であること。
  - 二 その所属する労働組合の組合員全部が被保険者となることについて厚生大臣の認可を受けたこと。
- 2 前項に規定する日雇労働者をもつて組織する労働組合は、所属組合員の二分の一以上の者が希望するときは、同項第二号による認可の申請をしなければならない。
  - 3 厚生大臣は、左の各号の一に該当する場合には、第一項第二号の認可を取り消すことができる。
    - 一 組合員が四人以下となつたとき。
    - 二 組合員の二分の一以上の者が希望するとき。
    - 三 第一項第二号に規定する厚生大臣の認可を受けた場合(以下「認可組合」という。)が保険料の納付を怠り、又はこの法律若しくはこの法律に基く命令に違反したとき。
  - 4 前三項に規定するものの外、第一項第二号の認可及びその取消に関し必要な事項は、政令で定める。  
(保険料の負担)

第四十一条 認可組合の組合員である被保険者（以下第四十四条まで及び第四十九条第二項において「組合員被保険者」という。）に係る日雇労働者健康保険にあつては、保険料は、当該組合員被保険者の負担とする。

（保険料の納付義務及び納付の方法）

第四十二条 認可組合は、組合員被保険者が雇用される日ごとに、組合員被保険者が負担すべき保険料を、組合員被保険者に代つて、保険印紙をもつて納付しなければならない。

2 第三十五条の規定は、認可組合には適用しない。

（組合員被保険者の償還義務）

第四十三条 認可組合が、保険料を納付したときは、組合員被保険者は、厚生省令の定めるところにより、保険料に相当する額を当該組合に償還しなければならない。

（適用規定）

第四十四条 第十条第一項、第三十四条第三項及び第四項、第三十六条並びに第三十九条の規定の適用については、認可組合を事業主とみなす。この場合において、第十条第一項中「前二条の規定により被保険者となつたとき」とあるのは「被保険者となつたとき」と、第三十四条第四項中「日雇労働者を雇用する場合には、その所持する被保険者手帳」とあるのは「被保険者の所持する被保険者手帳」と、第三十六条中「第三十四条」とあるのは「第四十二条」と、第三十九条中「事業主は、被保険者を雇用した場合は、」とあるのは「事業主は、」と、「その事業所ごとに保険印紙」とあるのは「保険印紙」と読み替えるものとする。

2 第三条において準用する健康保険法第八条、第八条ノ二及び第九条の規定並びに第四十七条において準用する同法第八十三条ノ九第一項の規定は、同法第八条中「被保険者ヲ使用スル事業主ヲシテ其ノ使用スル者」とあるのは「日雇労働者健康保険法ニ規定スル認可組合ヲシテ其ノ所属スル者」と、同法第八条ノ二及び第八十三条ノ九第一項中「事業主」とあるのは「日雇労働者健康保険法ニ規定スル認可組合」と、同法第九条中「又ハ被保険者タリシ者ノ勤務場所」とあるのは「若ハ被保険者タリシ者ノ勤務場所又ハ日雇労働者健康保険法ニ規定スル認可組合ノ事務所」と読み替えて適用するものとする。

3 同一人が、一日において、第八条の規定による被保険者として同条に規定する事業所に雇用され、及び組合員被保険者として雇用された場合における第三十四条及び第四十二条の規定の適用については、認可組合を組合員被保険者を雇用する事業主とみなし、第三十四条第二項の規定を適用する。

4 第二十五条中健康保険法第五十九条に係る部分の規定は、組合員被保険者に係る日雇労働者健康保険については適用しない。

#### 第七章 審査の請求及び訴訟

（保険給付に関する不服の申立）

第四十五条 保険給付に関する決定に不服のある者は、社会保険審議会、社会保険医療協

議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律に規定する社会保険審査官の審査を請求し、その決定に不服のある者は、同法に規定する社会保険審査会にさらに審査を請求することができる。

2 前項の規定により社会保険審査官に審査を請求した日から六十日を経過しても、審査の決定書の交付がないときは、当該審査の請求をした者は、社会保険審査官が審査の請求を棄却したものとみなして、社会保険審査会にさらに審査を請求することができる。

3 第一項又は前項の規定による社会保険審査会の決定に不服のある者は、裁判所に訴を提起することができる。

4 第一項又は第二項の規定による審査の請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

(保険料の徴収等に関する不服の申立)

第四十六条 保険料その他この法律の規定による徴収金の賦課若しくは徴収の処分又は第三十七条の規定による処分に不服のある者は、社会保険審査会に審査を請求することができる。

(準用規定)

第四十七条 健康保険法第八十三条ノ六から第八十三条ノ十三まで、第八十六条及び第八十六条ノ二の規定は、前二条の規定による審査の請求及び訴訟に関して準用する。

#### 第八章 罰則

(関係公務員に対する罰則)

第四十八条 当該公務員又はその職にあつた者が、故なく、第三条において準用する健康保険法第九条ノ二の規定による診療録の検査に関し知得した医師若しくは歯科医師の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

2 職務上前項の秘密を知得した公務員又は公務員であつた者が、故なく、その秘密を漏らしたときも、前項と同様とする。

(事業主に対する罰則)

第四十九条 被保険者を雇用し、又は雇用した事業主が、左の各号の一に該当する場合には、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第三条において準用する健康保険法第八条又は第四十七条において準用する同法第八十三条ノ九第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書を提示せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提示し、又は出頭しないとき。

二 第三条において準用する健康保険法第九条の規定による質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第三十四条第三項の規定に違反して保険印紙をちよう付せず、又は消印しなかつたとき。

四 第三十九条の規定に違反して帳簿を備え付けず、又は報告をせず、若しくは虚偽の

報告をしたとき。

- 2 認可組合については、前項中「被保険者を雇用し、又は雇用した事業主」とあるのは「組合員被保険者に係る認可組合」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第五十条 前条に規定する者以下の者で、被保険者、保険給付を受くべき者その他の関係者が、左の各号の一に該当するときは、六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条において準用する健康保険法第八条ノ二又はこの法律の第四十七条において準用する健康保険法第八十三条ノ九第一項の規定による申出、届出若しくは報告をせず、虚偽の申出、届出若しくは報告をし、文書の提出をせず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、出頭せず、又は医師の診断を拒んだとき。

- 二 第三条において準用する健康保険法第九条又は第九条ノ二の規定による質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

- 三 第十条の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき。

(両罰規定)

第五十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するの外、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

- 2 法人でない団体の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者が、その団体の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するの外、その団体に対して、各本条の罰金刑を科する。この場合においては、前項但書の規定を準用する。

- 3 前項の場合においては、代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその団体を代表する外、法人を被告人又は被疑者とする場合の訴訟行為に関する刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和二十八年六月一日から施行する。

(健康保険法の一部改正)

- 2 健康保険法の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

第十三条 五人以上の労働者（第十三条ノ三第一項第二号乃至第四号ノ一ニ該当スル者ヲ含ム）ヲ使用スル左ノ各号ノ一ニ該当スル事業以外ノ事業ノ事業所（事務所ヲ含ム以下同ジ）ニ使用セラルル者ハ健康保険ノ被保険者トス但シ国又ハ法人タル事業主ノ事業所ニ使用セラルル者ハ此ノ限ニ在ラズ

一 土地ノ耕作若ハ開墾又ハ植物ノ栽植、栽培、採取若ハ伐採ノ事業其ノ他ノ農林ノ事業

二 動物ノ飼育又ハ水産動植物ノ採捕若ハ養殖ノ事業其ノ他ノ畜産、養蚕又ハ水産ノ事業

(国民健康保険法の一部改正)

3 国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第八条ノ十五第一項第一号、第十四条第一項第一号及び第三十七条ノ四第一項第一号中「健康保険ノ被保険者」の下に「、日雇労働者健康保険ノ被保険者」を加える。

(地方自治法の一部改正)

4 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第三第一号中(五十一)の次に次のように加える。

(五十一の二) 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第 号)の定める

ところにより、主務大臣の委任を受けて日雇労働者健康保険に関する事務を行うこと。

別表第四第二号中二十四の次に次のように加える。

(二十四の二) 日雇労働者健康保険法の定めるところにより、主務大臣の委任を

受けて日雇労働者健康保険に関する事務を行うこと。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

5 社会保険診療報酬支払基金法(昭和三十二年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「健康保険法(大正十一年法律第七十号)」の下に「、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第 号)」を加える。

(地方財政法の一部改正)

6 地方財政法(昭和二十五年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十条の四第六号中「健康保険」の下に「、日雇労働者健康保険」を加える。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

7 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和三十二年法律第四百四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第三十八条の十二第一項」の下に「又は日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第 号)第三十四条第一項若しくは第四十二条第一項」を加え、同

条第二項中「及び失業保険法」を「、失業保険法」に改め、「失業保険印紙」の下に「並びに日雇労働者健康保険法第三十四条第一項及び第四十二条第一項に規定する日雇労働者健康保険印紙」を加える。

第三条第一項中「郵政大臣が労働大臣に協議して指定する」を「労働大臣に協議して、日雇労働者健康保険印紙は、厚生大臣に協議して、それぞれ郵政大臣が指定する」に、同条第二項中「及び失業保険印紙」を「、失業保険印紙及び日雇労働者健康保険印紙」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

- 8 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第五十七号を次のように改める。

五十七 健康保険(日雇労働者健康保険を含む。)及び船員保険に関し、療養に要する費用を定めること。

第五条第五十七号の次に次の一号を加える。

五十七の二 政府の管掌する健康保険並びに日雇労働者健康保険及び船員保険に関し、診療契約を締結すること。

第五条第六十二号中「厚生年金保険」を「日雇労働者健康保険、厚生年金保険」に改める。

第十四条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 日雇労働者健康保険事業を行うこと。

第二十九条第一項の表の社会保険審議会の項中「船員保険事業」を「日雇労働者健康保険事業、船員保険事業」に、同表の社会保険審査会の項中「健康保険」を「健康保険、日雇労働者健康保険」に改める。

(社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律の一部改正)

- 9 社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「健康保険事業」を「健康保険事業(日雇労働者健康保険事業を含む。以下同じ。)」に改める。

第三条中「健康保険」を「健康保険(日雇労働者健康保険を含む。以下同じ。)」に改める。

第二十三条中「健康保険法(大正十一年法律第七十号)」の下に「、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第 号)」を、「健康保険法第十一条ノ二、」の下に「日雇労働者健康保険法第三十七条第三項及び第四項、」を加える。

(結核予防法の一部改正)

- 10 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「健康保険法(大正十一年法律第七十号)」の下に「、日雇労働

者健康保険法（昭和二十八年法律第 号）」を加える。

（所得税法の一部改正）

11 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第六項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 日雇労働者健康保険法の規定により被保険者として負担する日雇労働者健康保険の保険料

（地方税法の一部改正）

12 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二百六十二条第三号中「健康保険法（大正十一年法律第七十号）」の下に「、日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第 号）」を加える。

第六百七十二条第三号、第七百四十四条第十一項及び第七百七十七条第四項中「健康保険法」の下に「、日雇労働者健康保険法」を加える。

（国庫出納金等端数計算法の一部改正）

13 国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第七号中「延滞金」の下に「並びに日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第 号）第三十六条第二項及び第三十八条第一項の規定により徴収する追徴金及び延滞金」を加える。

## 理 由

日雇労働者は、就労浮動、低賃金等のため、つねに生活基盤が不安定であり、傷痍によつて直ちに深刻な困窮におちいることの多い現状にかんがみ、これに健康保険制度を創設して、療養の給付及び家族療養費の支給を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。